

# 立川市スポーツ施設の利用について

## 1. 全施設共通事項

- ・ 水分補給を除き、施設内での飲食はしないこと。ただし、泉・柴崎市民体育館においては、各館の定める条件の範囲内での飲食を可とする。
- ・ 団体貸し切り利用における付属設備等の準備及び片付けについては、利用する団体がこれを行うこと。この場合において、これらに要する時間も利用時間に含まれるものとする。
- ・ 施設敷地内及び施設内における喫煙は禁止する。
- ・ 特に認められた場合を除き、発火性又は引火性の物品持ち込みは禁止する。
- ・ 施設及び付属設備に損傷を与える行為、与える恐れがある行為は禁止する。
- ・ 音声その他により他の利用者や近隣住民に迷惑を及ぼす行為は禁止する。
- ・ 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を除く動物類の携行は禁止する。
- ・ 条例で認められた入場料徴収を除き、営利を目的とする貸切使用は禁止する。なお、以下のいずれかに当てはまる場合を一つの目安とする。
  - 指導者が団体を運営しており、月謝・会費等を設定して会員を募集し、それを業としている。
  - 実費相当額を超える会費を徴収して継続的に行う教室等
- ・ その他各施設の利用条件を守ること。

## 2. 各施設の利用条件

### ●市民体育館

- ・ 個人利用における利用時間は、各施設ごとに設けた受付の通過時点を基準とする。
- ・ 高校生以上の体育室、室内水泳場及びトレーニング室の個人利用において市内使用料を適用する場合、受付時に入場券と共に市内利用者カード又は免許証等のお名前ご住所の確認ができるものを提示しなければならない。
- ・ 利用に当たり、活動に補佐を要する場合における使用料の取り扱いは、次のとおりとする。

体育室		無料（付添い人自らがスポーツ活動することを目的としていないことから）。
トレーニング室		
室内水泳場	心身に障害がある者の介護のために入水するとき	この場合における付添い人の人数は、補佐に当たる人数を限度とする。
	小学校3年生以下の者の付き添いとして入水するとき	通常料金（遊泳することも目的とみなすことから）

- ・ 体育室及びトレーニング室にあつては、運動衣及び室内運動靴（ダンスシューズを含む）を着用すること。ただし、柔道・剣道等の武道は除く。
- ・ 室内水泳場にあつては、水着及び水泳帽子を着用すること。
- ・ 泉市民体育館第1体育室の第2コートにおけるフットサル又はバスケットボールによる利用は禁止する。（特に認めた利用を除く）。
- ・ 柴崎市民体育館第1体育室夜間区分において、バスケットボール及びバレーボールによる利用は禁止する。ただし、午後9時30分までの15人程度の少人数利用を除く。
- ・ 室内水泳場における次の利用は禁止する。
- ア ゴーグル及び浮き輪以外の補助用具を身に付けての入場。装着することにより、他の利用者に危害が及ぶおそれのある補助用具も同様とする。
- イ シャワーを浴びない入退場。
- ウ 化粧、整髪料、サンオイル類を塗布したままの入場。
- エ 指輪、ネックレス、時計、コンタクトレンズ類を装着したままの入水。
- オ 包帯、絆創膏類（指サックを含む）を付けたままの入場。ただし、防水加工されたもので、係員が許可したものを除く。
- カ シャワー室等でのシャンプー、リンス類の使用。
- キ プール場内での電子機器類の使用。
- ク 身体に彫り物類（彫物・刺青）を施した利用者に対する、装着する水着その他についての指導に従わない利用。
- ケ 身体の露出部分が多い水着（Tバック・ふんどし等）を着用した利用者に対する、装着する水着の変更その他についての指導に従わない利用。
- ・ トレーニング室における次の利用は禁止する。
- ア 初回講習未受講による利用。
- イ トレーニングマシンの長時間の独占利用。
- ・ 第1体育室内にあるランニング用走路の利用対象、利用が可能な時間等は、次のとおりとする。

利用対象	現に体育室、トレーニング室又は室内水泳場を利用している者が、その活動の一部としてこの走路を利用するとき
利用が可能な時間	この走路は、第1体育室の施設の一部を構成している部分であり、利用する貸切利用団体の承認が得られた時間帯のみを利用が可能な時間とする

- ・ その他、市民体育館ごとに定めた利用方法に従い利用すること。

## ●庭球場

- ・ 利用回数は6回以内とする。なお、予約の詳細については別に定める。

### ●立川公園陸上競技場

- ・ 投てき種目の個人利用について、利用できる種目・曜日は次のとおりとし、別に定める利用エリアに限るものとする。ただし、貸切利用の団体予約がある場合は、利用を禁止する。

やり投げ	月曜日
円盤投げ	火曜日
砲丸投げ	水曜日

### ●明治安田TACHIKAWAフィールド

- ・ フットサルの利用できる曜日は次のとおりとする。

第1・第3・第5土曜日 及び第2・第4日曜日	通年・終日利用可能
火・水・木曜日	夏時間（3月～11月）・17時～21時のみ利用可能

### ●練成館

- ・ 空調機の操作は管理人が行うものとし、利用者の操作は禁止する。

## 3. その他留意点

- ・ 国や東京都からの要請に沿い、利用時間や人数制限等が変更になる場合があります。必ず市ホームページ等で最新の情報をご確認ください。

#### 【問い合わせ】

立川市 産業文化スポーツ部 スポーツ振興課 管理係 TEL 042-523-2111 内線 4411